

十 十
三 二

十 十
イ 一
発

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入 行 争 格 日

厘 額 上 額 平 ず
面 の 面 成 る
金 そ 金 二
額 れ 額 十
百 ぞ 百 六
円 れ 円 年
に の に 三
つ 応 つ 月
き 募 き 十
百 価 百 七
円 格 円 日
五 五
銭 銭
二 以

(一) 年 ○ ・ 一 パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加額を次の算
式により算出した金額を第
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 2}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は前記(一)の算式の
よりに算出した金額から該金を
額に百分の二十・三・五を乗

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金
十七 償還金
十八 元利支
十九 払場所
二十 入札参加者
二十 払込期日

じた金額（ただし、当該債
を發行時において取得する者
が非居住者又は外国人であ
る場合には、前記（一）の算式に
より算出した金額に当該非居
住者又は外国人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額）を控除することができる。

平成二十六年九月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月十五日及び九月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。平成二十六年三月
十五日
額面金額百円につき百円
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成二十六年三月十七日